

2011年9月8日

台風12号により被害を受けられた皆様へ（ご案内）

このたび台風12号により被害を受けられましたご契約者の皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

ニューインディア保険会社では、下記災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆様に対し、「継続契約の締結手続きの猶予」ならびに「保険料のお支払い猶予」に関して、一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望のご契約者さまは、ご契約のお取扱代理店、または最寄の弊社営業店にて承りますのでお問い合わせください。

記

○ 災害救助法適用市町村（2011年9月6日現在）

1. 鳥取県

東伯郡湯梨浜町・西伯郡南部町

2. 三重県

熊野市・南牟婁郡御浜町・南牟婁郡紀宝町

3. 奈良県

五条市・宇陀郡御杖村・吉野郡吉野町・吉野郡下市町・吉野郡黒滝村・吉野郡天川村・
吉野郡野迫川村・吉野郡十津川村・吉野郡川上村・吉野郡東吉野村

4. 和歌山県

田辺市・新宮市・日高郡日高川村・東牟婁郡那智勝浦町・東牟婁郡古座川町

5. 岡山県

玉野市

以上